

ヨシ群落保全基本計画(案)に対する意見・情報と滋賀県の考え方

資料1

番号	頁	御意見・情報等の概要	御意見・情報等に対する県の考え方
前文			
1	1	<p>(3行目) 産業利用してきたのは「ヨシ群落」ではなく「ヨシ」であるため、当該箇所においては「ヨシ群落を利用」ではなく「ヨシを利用」が適切と考える。</p>	<p>産業利用してきたのは主にヨシですが、ここではヨシ群落を、自然的・文化的景観の保全、生物多様性の保全、水産資源の保護、湖岸の浸食防止および湖辺の水質保全などの多様な働きも含めて利用してきたことを表現しており、原案のとおりとします。</p>
2	1	<p>(1～20行目) とびとびに文章が構成され、提起したいことが散漫な印象を受ける。また、「美しい琵琶湖を次代に引き継ぐ」の表現は90年代の名残、70年代からつづく時代感を感じさせ、あえて本計画で課題であるという文章の中で記載する必要がないように感じる。そのため、下記のとおり修正してはどうか。</p> <p>琵琶湖および内湖ならびにこれらの周辺地域(以下「琵琶湖等」という。)に分布するヨシ群落は、種々の動植物からなる生態系として微妙な均衡を保って維持され、水域から陸域への推移帯にあって、多様な働きをしており、滋賀県の環境保全にとって大変重要な存在です。</p> <p>琵琶湖や西の湖は、ラムサール条約湿地として、水鳥の生息地を含む重要な生態系として、賢明な利用(ワイズユース)をすることが求められており、人々がヨシ群落を利用することで豊かな自然と文化が守られている地域では、ヨシ群落を通じて自然と人間(文化)がお互いを活かしながら生物文化多様性の豊かな地域が形成されています。</p> <p>湖辺の自然景観や動植物の生息 生育環境をはじめ、ヨシ群落から生み出される自然の恵みが、安定的かつ持続的に供給されるためには、ヨシ群落の保全を「自然と人との理想的な共生関係を育む場づくり」ととらえ、それぞれの地域特性を考慮し、持続可能な社会経済活動とつながる地域資源として、県民等と事業者および県が市町の協力も得て一体となり、ヨシ群落を守り、育て、活用することが大きな課題です。</p> <p>本計画は、滋賀県基本構想(平成31年3月策定)や第五次滋賀県環境総合計画(平成31年3月策定、以下環境総合計画)を上位計画とする分野別計画として位置づけ、他の分野別計画と調和させ、第五次滋賀県環境総合計画の目標である、「環境と経済 社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を目指し、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例(平成4年滋賀県条例第17号。以下「条例」という。)第9条第1項の規定に基づき、10年間(令和3年度から12年度)におけるヨシ群落の保全に関する基本的な事項をここに定めます。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり全面的に修正します。</p> <p>なお、「美しい琵琶湖を次代に引き継ぐ」の表現について、近年、「生態系の保全」「持続的な自然との関わり」等の課題が着目される一方で、第5次滋賀県環境総合計画や琵琶湖保全再生計画(第2期)において、「美しい琵琶湖」「汚濁負荷の削減」「良好な水質」は依然として本質的で重要な課題として位置付けており、原案のとおりとします。</p> <p>琵琶湖および内湖ならびにこれらの周辺地域(以下「琵琶湖等」という。)に分布するヨシ群落は、種々の動植物から成る生態系として微妙な均衡を保って維持され、水域から陸域への推移帯にあって、多様な働きをしており、琵琶湖の環境保全にとって大変重要な存在です。</p> <p>また、人々がヨシ群落を利用することで豊かな自然と文化が守られている地域では、ヨシ群落を通じて自然と人間(文化)がお互いを活かしながら生物文化多様性の豊かな地域が形成されています。さらに、琵琶湖や西の湖は水鳥の生息地に関するラムサール条約において賢明な利用(ワイズユース)をすることが求められる重要な生態系を有する湿地を含んでいます。</p> <p>美しい琵琶湖を次代に引き継ぐとともに、自然景観や動植物の生息・生育環境をはじめとするヨシ群落の恵みが、地域資源として安定的かつ持続的に供給されるためには、ヨシ群落を「自然と人との理想的な共生関係を育む場」ととらえ、県民等と事業者および県が市町の協力も得て一体となって、それぞれの地域特性を考慮しながら、守り、育て、活用することが大きな課題です。</p> <p>そのために、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例(平成4年滋賀県条例第17号。以下「条例」という。)第9条第1項の規定に基づき、10年間(令和3年度から12年度)におけるヨシ群落の保全に関する基本的な事項をここに定めます。</p> <p>なお、本計画は滋賀県基本構想(平成31年3月策定)や第五次滋賀県環境総合計画(平成31年3月策定、以下「環境総合計画」という。)を上位計画とする分野別計画として位置づけ、環境総合計画の目標である「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を目指すとともに、他の分野別計画との調和を図ります。</p>

番号	頁	御意見・情報等の概要	御意見・情報等に対する県の考え方
3	1	<p>第1 ヨシ群落の現状と課題</p> <p>生態系サービスの記載について、グリーンインフラやEco-DRRなどの用語があってもよい。また、「第5 保全事業の執行体制に関する事項 2 地域の体制整備」および改正のポイントの図では課題として「少子高齢化や地域の担い手不足」が表記されているので、本項目にも記載すべき。これらのことから、下記のとおり修正してはどうか。</p> <p>琵琶湖等に分布するヨシは、水辺の先駆種であるため、洪水などの攪乱に依存して群落を維持更新します。そのためヨシ群落の面積は、干拓、埋め立て等による陸地化や、琵琶湖総合開発に代表される治水対策（湖岸堤、河川の整備等）による洪水の減少によって、条例制定時（平成4年度）には昭和30年代に比べ、著しく減少しました。同時に、生活様式の変化に伴いヨシ製品の需要も減少し、ヨシの産業的利用や地域住民による伝統的維持管理など、ヨシ群落と人との関わりも減少していました。</p> <p>これまで県では、条例に基づき平成4年度（1992年度）からヨシ群落の保全に努め、ヨシ等の植栽 補植などの造成事業により令和2年度（2020年度）までにおよそ47ヘクタールを新たに造成し、刈取り 清掃などの維持管理事業を実施してきました。</p> <p>その結果、琵琶湖等のヨシ群落の面積は、平成25年（2013年）段階で、概ね昭和28年（1943年）と同程度にまで回復し、ヨシ群落保全に対する県民の関心の高まりから、地域住民だけでなく企業等の事業者やボランティアなど、様々な団体によるヨシ群落の維持管理活動や学習交流活動も行われてきました。</p> <p>現在、琵琶湖等のヨシ群落は、良好な状態で維持されている地域もありますが、巨木化したヤナギや侵略的外来水生植物などによって、ヨシの生育が阻害され、ヨシ群落内のヨシがまばらな状態で分布し、かつてのヨシ群落とは異なる景観を形成するなど、必ずしも良好とはいえない状態の地域があります。このようにヨシ群落の保全においては、ヤナギの有効活用や侵略的外来水生植物の駆除など課題が依然として残ります。</p> <p>今後、気候変動による災害リスクが増大し、地域の少子高齢化による継続的な維持管理がより困難になるなか、ヨシ群落の生態系を基盤とした減災効果（Eco-DRR）や、二酸化炭素吸収機能（CO2ネットゼロ）など、ヨシ群落から生み出される自然の恵み（生態系サービス）の可視化なども課題となっています。</p>	<p>グリーンインフラやEco-DRRに関する内容については、第1 2 保全のための基本方針（1）に、ヨシ群落の機能として湖岸の浸食防止および湖辺の水質保全を記載しており、原案のとおりとします。</p> <p>「第1 ヨシ群落の現状と課題」と「第5 保全事業の執行体制に関する事項 2 地域の体制整備」に挙げている課題認識については、整合を図るため、下記のとおり修正します。</p> <p>その他いただいた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>（p.2 33行目）</p> <p>【修正前】 生活様式の変化によるヨシ製品の需要等の減少に伴い</p> <p>【修正後】 生活様式の変化によるヨシ製品の需要の減少等に伴い</p> <p>（p.6 21行目）</p> <p>【修正前】 近年、少子高齢化により地域の担い手が減少する中で、</p> <p>【修正後】 近年、生活様式の変化によるヨシ製品の需要の減少等により地域の担い手が減少する中で、</p>
第1 ヨシ群落の保全のための基本的かつ総合的な方針に関する事項			
1 ヨシ群落の現状と課題			
2 保全のための基本方針			
4	2	<p>第1 2(2)および資料-3について、様々な団体によるヨシ群落の保全活動が整理、可視化されているが、今後はヨシの活用についての知見を深め共有していく機会が求められる。今回の改訂で追記されたとおり、ヨシの活用を検討している団体間に交流が生まれるような機会を増やしていただくことを期待する。</p>	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
5	2	<p>文化的景観としての視点からヨシ群落の維持管理、保護の必要性も、計画の中に明記していただきたい。</p> <p>近江八幡の水郷は重要文化的景観の全国第一号であり、計画を立てるだけでなく、どのように関係機関が連携し取り組んだのか、進捗や結果をわかりやすく示し、情報を共有していただきたい。</p>	<p>文化的景観としての視点によるヨシ群落の維持管理、保護の必要性については、第1 2(1)に記載していることから、原案のとおりとします。</p> <p>ヨシ群落保全にかかる取組みの状況については、滋賀県ヨシ群落保全審議会において報告し、ホームページ等で公表することとします。</p>
6	2	<p>18～19行目について、以下のとおり修正してはどうか。</p> <p>●原案 ヨシ群落やヨシを使用したイベントや体験学習などを通じ、地域間の県民等をつなぐことが必要です。</p> <p>●修正案 ヨシ群落やヨシを使用したイベントや体験学習などを通じ、地域間の県民等をつなぐことにより新たな担い手を広げるとともに、<u>地域の保全活動を財政面から支援することが必要です。</u></p> <p>●理由 協働による保全活動を進める上で、地域に対する財政的な支援は不可欠であるため。また、保全団体から補助金の増額等について要望を受けることが多くあるため。</p>	<p>地域のヨシ群落保全活動に対する支援の内容については、人的な面や財政的な面など、その地域によって必要とされていることも異なりますので、個別の支援内容は明記せず、原案のとおりとします。</p>

番号	頁	御意見・情報等の概要	御意見・情報等に対する県の考え方
3 ヨシ群落保全区域の保全目標			
7	3	<p>保護地区、保全地域、普通地域を明確にゾーニングし、県全域としてではなく、各圏域ごとに把握し方針を示すだけでなく、具体的な目標を定め、その一つ一つの進捗状況を管理し、その情報を開示していくことが大事だ。</p> <p>地域住民にも活動する地域が保護地区なのか、保全地域なのかわかりやすく、保護地区であれば十分に周知を図り維持管理に協力すべきである。</p>	<p>保護区、保全地域、普通地域のゾーニングについては、詳細な位置を示した「ヨシ群落保全区域図」を県のホームページ (<a href="http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/biwako/316948.html">http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/biwako/316948.html</a>) で公開しており、資料-9において各地域区分における保全目標を定めているところだ。</p> <p>具体的な地域ごとの維持管理については、地域の特性を活かしてヨシ群落の価値が高められるよう、また地域住民の意思を尊重しながら、事業者やボランティア等との関わりにより持続的に活動できるよう進めていきたいと考えています。</p>
4 保全区域の許可制度等の適正な運用			
第2 ヨシ群落の保全のための造成事業および維持管理事業に関する事項			
1 ヨシ群落造成事業			
8	4	<p>(17～20行目) 以下のとおり修正してはどうか。</p> <p>●原案 このため、失われたヨシ等の再生、魚類の産卵繁殖の場の確保、自然的環境の復元などを目的とした事業を通じて、ヨシ群落を持つ多様な機能を再生させていくことが重要です。なお、<u>造成事業は、ヨシ群落の生育する環境を十分理解し、地域特性に配慮し、自然の回復力をできるだけ活かした工法によりヨシ群落の再生等に努めます。</u></p> <p>●修正案 このため、失われたヨシ等の再生、魚類の産卵繁殖の場の確保、自然的環境の復元などを目的とした事業を通じて、ヨシ群落を持つ多様な機能を再生させていくことが重要です。<u>多様な機能を持たせるため、再生するヨシ群落の中には多様な環境が含まれるよう留意します。また、造成時には、ヨシ群落の生育する環境と機能を十分理解し、地域特性に配慮し、自然の回復力をできるだけ活かした工法により再生等を行うことに努めます。</u></p> <p>●理由 多様な機能を持つヨシ群落を再生するためには、ヨシのみからなる均一な群落ではなく、開水面やヤナギ帯など多様な環境を含むものを造成する必要があり、このことを明記すべき。現状のままでと、ヨシ畑のような造成ヨシ帯が作られ続け、多様な機能を発揮するようになるまでに長い年月が必要になる。</p>	御意見のとおり、修正します。
9	4	<p>(28～31行目) 以下のとおり修正してはどうか。</p> <p>●原案 ヨシ群落は、地域ごとに生態特性や生育状況が様々な条件により成り立っています。また、ヨシ群落は、過去・現在にわたり、様々な人との関わりによって維持されてきました。このため、魚類の産卵繁殖の場や、鳥類をはじめ生物の生態特性や利活用などヨシ群落や地域の特性に応じて、その多様な機能に十分に留意しながら、</p> <p>●修正案 ヨシ群落は、地域ごとに生態特性や生育状況が様々な条件により成り立っています。また、ヨシ群落は、過去・現在にわたり、様々な人との関わりによって維持されてきました。このため、魚類の産卵繁殖の場や、鳥類をはじめ生物の生態特性や利活用などヨシ群落や地域の特性に応じて、その多様な機能とそれを担保する群落内の環境の多様性に十分に留意しながら、</p> <p>●理由 ヨシ群落が多様な機能を発揮するためには、群落内に多様な環境が含まれることが重要であり、この点に留意して維持管理をすることが重要。</p>	御意見のとおり、修正します。

番号	頁	御意見・情報等の概要	御意見・情報等に対する県の考え方
2 ヨシ群落維持管理事業			
10	5	地域住民すべてがヨシ群落を保全することの必要性、その意味を理解しているわけではなく、外部の協力者を得て活動されているところもあり、地域住民への地域資源としての財産であることの周知への協力や持続的活動への支援が必要と考える。	ヨシ群落の保全は、地域住民のみならず県民や湖国を訪れる人々の理解の下に定着してはじめて効果的な保全活動に発展するものと考えており、普及啓発に努めたいと考えています。
第3 ヨシ群落を活用した環境学習および自然観察に関する事項			
第4 ヨシの有効な利用に関する事項			
第5 保全事業の執行体制に関する事項			
1 県等の体制			
2 地域の体制整備			
11	6	地域の活動の担い手が、自治会(自治連合会)が中心の扱いになっているように感じる。例えば、「自治会、まちづくり協議会、環境団体、河川愛護団体はじめ各種団体」に変更してはどうか。多様な担い手を例示し、それらの団体に積極的にアプローチすることで、協働が広がることを期待する。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正前】 住民一人ひとりとはもとより、地域の自治会をはじめ各種団体 【修正後】 住民一人ひとりとはもとより、地域の自治会、まちづくり協議会、環境団体、河川愛護団体をはじめ各種団体
12	6	昨年度、対象河川の河口から少し上流に100m超のヨシ・ヤナギ混成帯があり、ヨシ刈りやヤナギ伐採、環境学習活用などを企画、実施しようとしたが、河川は、「琵琶湖」ではないからと県の組織の縦割りで支援をいただけなかった。ヨシ群落の保全を進めようとする団体には、縦割り行政を改善し、協力いただきたい。	本計画および計画の根拠となっている「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」では、対象を「琵琶湖およびその周辺地域におけるヨシ群落」(第1条)としているところです。今後は県各部署および関係機関が連携しながら、ヨシ群落保全に取り組みたいと考えています。
13	6	地域の信頼を得るとあるが、具体的にどのように信頼を得て体制を整え発展させるのか具体的にお示しいただきたい。	地域住民の意思を尊重しつつ活動を進めるとともに、地域や団体が横に「つながる」、地域で頑張っている人を応援して「支える」、広く社会活動を「知らせる」ことにより信頼を得てまいりたいと考えています。
2 ヨシ群落維持管理事業			
第6 その他ヨシ群落の保全に関する重要事項			
1 調査研究			
2 普及啓発			
3 SDGs(持続可能な開発目標)とMLGs(マザーレイクゴールズ)			
14	6	「せっけん運動」は、「石けん運動」の表記の方が良い。	御意見のとおり修正します。
資料編			
15	9	資料1のヨシ群落面積の変遷に係るグラフについて、文字や数字がグラフ内に多く込み入った印象を受けるので、もう少し整理すべき。	御意見を踏まえ、分かりやすい表示の仕方を工夫します。
16 17	10	資料-2のヨシ群落造成面積グラフについて、番号(1~29)になっているX軸を、下表と対応する年代(H4~R2)にすべき。	御意見を踏まえ、X軸を和暦(H4~R2)に変更します。
18		改定のポイント等が単純明快に示されている資料を公表したほうが良い。	御意見を踏まえ、改定のポイント等を整理した資料を計画改定の説明・周知資料として活用します。

番号	頁	御意見・情報等の概要	御意見・情報等に対する県の考え方
その他			
19		<p>近江八幡市北之庄において実施しているヨシ群落保全活動について、下記のとおり、問題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動団体の高齢化が進んでいる。</li> <li>・小型船舶免許を持っている会員に限られている。 ※毎週の清掃は、船に乗り清掃をしているため。</li> <li>・船外機の劣化が進み、度々止まるため活動に支障が出ている。</li> <li>・活動が、市民にあまり知られていない</li> <li>・ヨシ焼きをすると必ず市内から苦情が出る。</li> </ul> <p>対策案として、下記のとおり提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2級(湖川小出力限定)操縦士免許費用負担をしていただき次世代の担い手を増やす。</li> <li>・カヤック購入費の補助をしていただき、環境学習の手段としても活用する。</li> <li>・広報活動支援、環境学習の場への参画支援、表彰の場など</li> </ul>	<p>御指摘のとおり、ヨシ群落保全に対する地域の関わりは少子高齢化等により縮小してきていることから、地域住民の意思を尊重しつつ、事業者やボランティア等との関わりによる取組を広げ、地域とともに持続的に保全活動を実施できる体制を整えていきたいと考えています。</p> <p>個別の対策案への回答は差し控えますが、広報活動や環境学習への参画に対しては、ヨシ保全活動奨励事業による支援を実施していますので、御活用願います。また、ヨシ群落保全に係る地域等の活動を県の広報媒体等で取り上げる等して、普及啓発を図りたいと考えています。</p>
20		<p>西の湖を中心に活動する市民活動団体がそれぞれの想いや目的を共有する取組を少しずつ進めている。(西の湖プロジェクト) 近江八幡市が「西の湖廻遊路整備推進会議」を立ち上げ、地域活性化を図る取組みに向けて動いている。</p>	<p>ヨシ群落の保全については、県民等と事業者および県が市町の協力を得て一体となって、総合的かつ効果的な保全事業が展開できるように体制を発展させていくことが必要と考えており、いただいた情報については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
21		<p>現在の西の湖は、保全の担い手が使命感を持ってボランティアでなんとか続けている一方、景観や資源を享受するばかりで、西の湖が抱える問題には無関心の人や団体も多い。また、手入れされずにヤナギにより森林化が進み始めたエリアもあるが、地元的地権者も利益がないため関心がないように見える。</p> <p>私は、それらを解決するために、西の湖のブランド価値を上げたいと考えている。生物多様性、人工物が一切見えない水辺の原風景を維持し、研究者が実験的に環境改善に取り組める場に、地元の人たちと結果を共有する機会を作りたい。また地元の人がイベントや保全に能動的に参加し、西の湖を知ってもらえる機会や、受益者が保全に協力する仕組みを作りたい。西の湖を他府県からも見える環境学習と生物多様性の聖地にすることを旨とし、周辺を魚のゆりかご水田にしてみえるような働きかけができればと考えている。</p>	<p>県においては、琵琶湖保全再生施策に関する計画の重点事項に示している通り、生物多様性や水辺の原風景等を「守る」取組と、景観や資源等の恩恵を「活かす」取組に、研究や環境学習等の「支える」取組を加えて好循環させることにより、琵琶湖と人とのより良い共生関係を形成してまいりたいと考えているところです。</p> <p>ヨシ群落の保全においても、地域住民のみならず県民や湖国を訪れる人々の理解の下に定着してはじめて効果的な保全活動につながるものと考えており、ヨシ群落の保全の重要性について普及啓発を行うとともに、地域の信頼を得ながらその取組を支え、地域とともに活動を実施できる体制を整えていきたいと考えています。</p>
22		<p>簡単に看板や建造物に許可を出さないでほしい。この情報化社会に無骨に突っ立って景観の邪魔をする看板にどんな効果があるのか？精査が可能な一段上の厳しいルールを設けていただきたい。</p>	<p>保護地区、保全地域および普通地域におけるヨシ群落を保全するために、河川法、自然公園法、水産資源保護法その他の法令に基づく制度と整合を図りながら、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例第11条、第12条および第14条の規定に基づき、許可制度等の適正な運用を図ってまいります。</p>
23		<p>西の湖園地をより多くの人々が利用できる仕組み作りを進めていただきたい。西の湖のほりに、ありがちなぎわい施設ではなく、自然観察と保護、環境学習ワークショップの拠点となるような、戦略を持つビジターセンターがあると嬉しい。(民間や研究機関で建てる方がおもしろいものができるように思う)</p>	<p>琵琶湖等のヨシ群落における自然観察会や生態系の保全と活用の必要性に関する普及啓発や、子どもがヨシ群落と関わり、その恵みを学ぶ感じる機会を設けることは重要であると考えており、御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
24		<p>西の湖は全体が満遍なく同じ価値ではない。すでに人工物がむき出しになり商業や観光の利用に向くエリア、豊かなヨシ地が続き生き物たちの楽園になっているエリアといったゾーニングを行い、守るべきものはもっとうっかり守る動きになればと思う。</p>	<p>御指摘の通り、ヨシ群落はどこでも同じ価値ではないため、本計画において保護地区、保全地域および普通地域に区分し、それぞれの地域区分に応じた適切な保全のための措置を講じることとしています。</p>